

平 18.6.16
総 47-2
基礎小 56-2

資料

(消費課税(消費税))

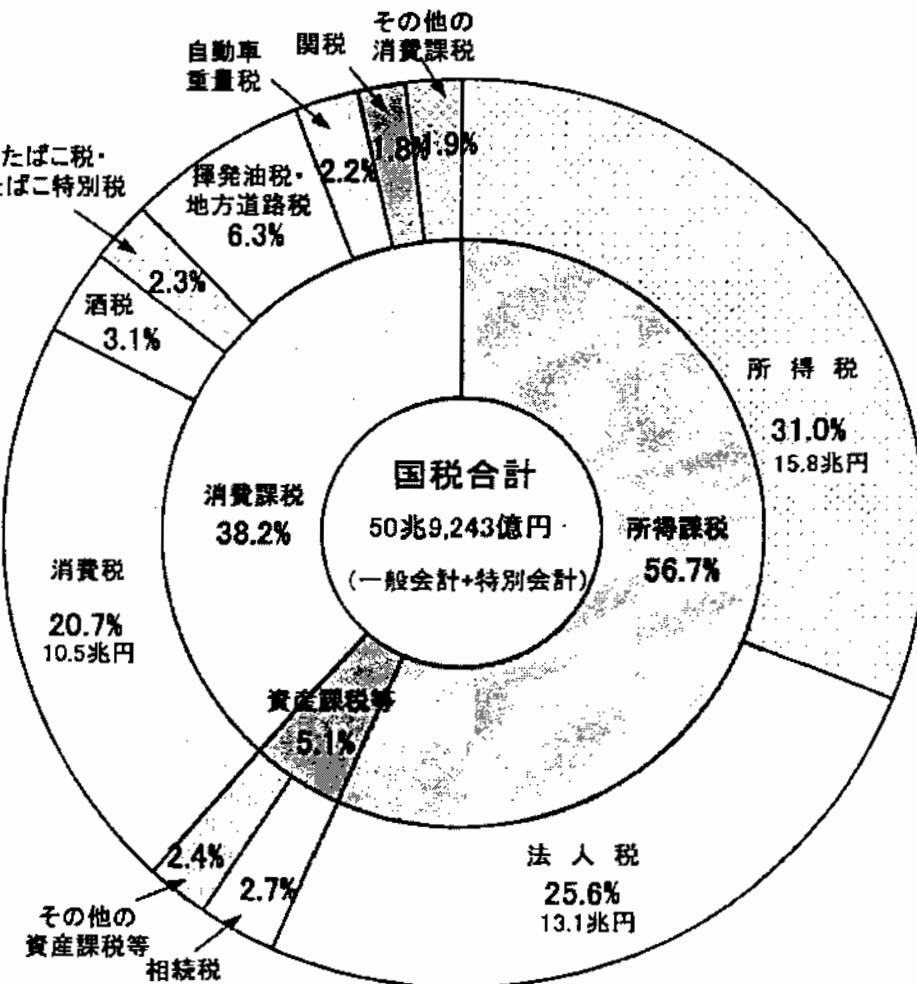
目 次

・ 消費課税の概要（国税：平成 18 年度予算）	1
・ 消費税収の推移	2
・ 主要税目の税収（一般会計分）の推移	3
・ 国民負担率の内訳の国際比較	4
・ 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	5
・ 歐州主要国における付加価値税と他の租税との関係	6
・ 消費税の概要	7
・ 消費税の多段階課税の仕組み	8
・ 消費税・地方消費税の賦課徴収の流れ（イメージ図）	9
・ 消費税の歩み	10
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）	11
・ これまでの政府税調答申等における税率構造についての指摘	12
・ 収入階級別の実収入に対する税負担（平成 15 年分）	13
・ 所得階級別の受益と負担の状況（平成 14 年所得再分配調査）	14
・ ライフサイクルモデルにおける所得と消費（イメージ）	15
・ 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較	16
・ 主要国の付加価値税の概要	17
・ 食料品に対する付加価値税の課税関係	18
・ 仕入控除税額の把握について（イメージ）	19
・ イギリス付加価値税：非課税、軽減税率等の税収に与える影響（2005 年度）	20
・ 軽減税率の導入が標準税率に与える影響	21

・これまでの政府税調答申等におけるインボイス方式についての指摘	22
・仕入税額控除制度について（現行消費税制度）	23
・欧州諸国のインボイス方式（イメージ）	24
・欧州諸国のインボイス方式（概要）	25
・免税事業者との取引について	26
・消費税の使途について	27
・消費税の使途	28
(参考) 総人口の推移（明治以降）	29
(参考) 年齢区分別人口割合・平均年齢の推移	29
(参考) 社会保障給付費の見通し（厚生労働省推計 平成18年5月）	30
(参考) 社会保障に係る負担の見通し（厚生労働省推計 平成18年5月）	30
・消費税制度改正の歩み	31
・平成15年度税制改正における消費税制度の改革	32
・事業者免税点制度の概要	33
・主要国との付加価値税における免税点制度の概要	34
・消費税の課税事業者数	35
・簡易課税制度の概要	36
・主要国との付加価値税における簡易課税制度の概要	37
・簡易課税制度の適用状況	38
・事業者免税点制度の新設法人に対する適用関係	39
・新設法人を利用した消費税逃れの事例	40
・消費税の仕入控除税額の計算方法	41
・仕入控除税額の計算方法を悪用した租税回避スキーム	42

消費課税の概要(国税:平成18年度予算)

税目	(単位:億円、%)	
	平成18年度 予算額	構成比
消費税	105,380	20.7
酒税	15,720	3.1
たばこ税	9,400	1.8
たばこ特別税	2,237	0.4
揮発油税	28,953	5.7
地方道路税	3,098	0.6
石油ガス税	280	0.1
自動車重量税	11,055	2.2
航空機燃料税	1,028	0.2
電源開発促進税	3,540	0.7
石油石炭税	4,760	0.9
関税	9,065	1.8
とん税	90	0.0
特別とん税	113	0.0
消費課税計	194,719	38.2



消費税収の推移

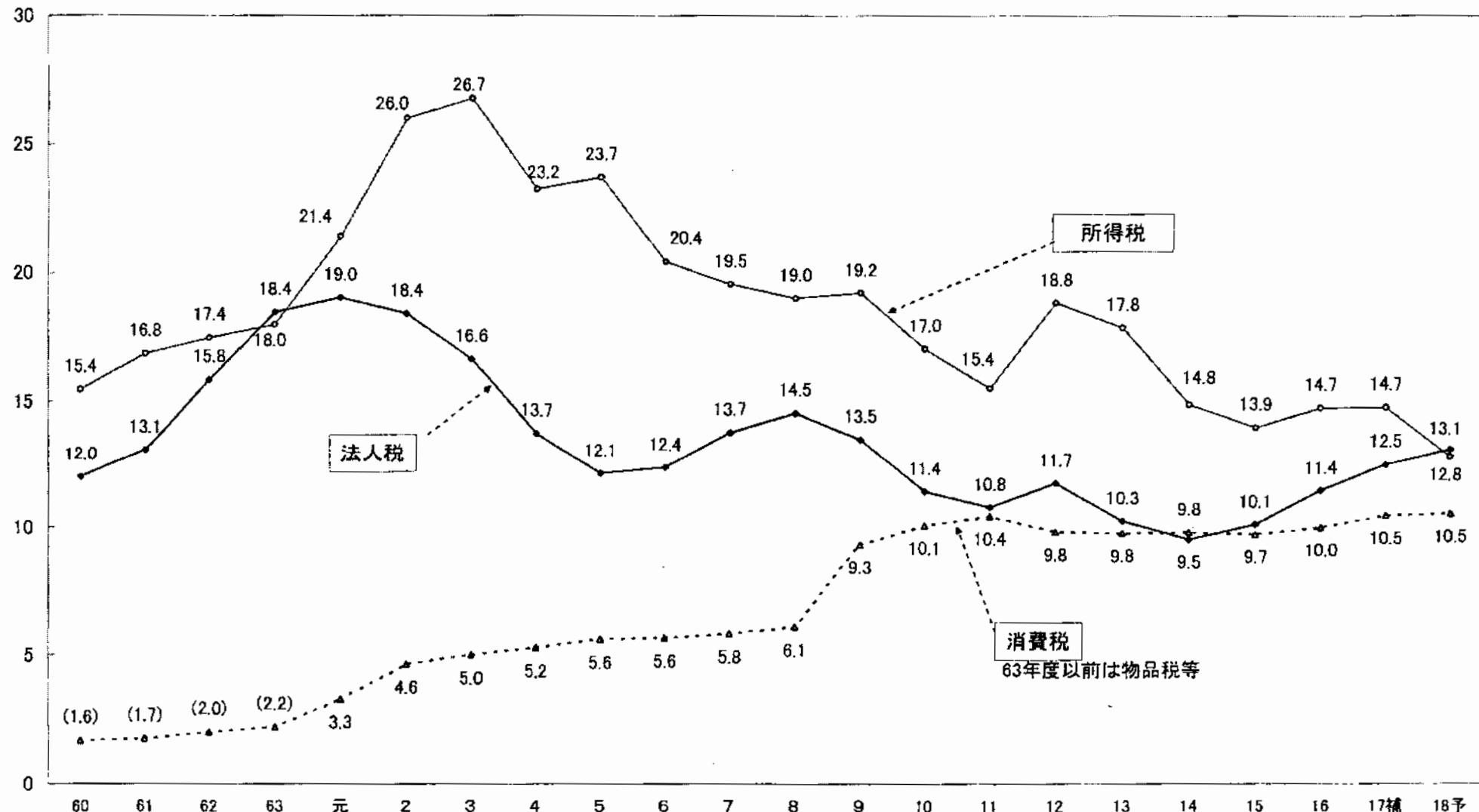
(単位:億円)

区分	年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17 (補正後)	18 (予算)
国税收入計 A		571,361	627,798	632,110	573,964	571,142	540,007	549,630	552,261	556,007	511,977	492,139	527,209	499,684	458,442	453,694	481,029	502,498	509,243
消費税収 B		40,874	57,784	62,204	65,511	69,831	70,394	72,376	75,709	93,047	100,744	104,471	98,221	97,671	98,115	97,128	99,743	104,680	105,380
(B/A)		(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.7%)	(21.2%)	(18.6%)	(19.5%)	(21.4%)	(21.4%)	(20.7%)	(20.8%)	(20.7%)
うち一般会計分 C (B-D)		32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	104,471	98,221	97,671	98,115	97,128	99,743	104,680	105,380
うち特別会計分 D (B × 20% =消費譲与税)		8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方消費税収 E		—	—	—	—	—	—	—	—	8,070	25,504	24,793	25,282	24,745	24,245	23,936	26,139	25,061	26,343
消費税収+地方消費 税収計(B+E)		—	—	—	—	—	—	—	—	101,117	126,248	129,264	123,504	122,416	122,360	121,064	125,882	129,741	131,723

(注) 平成16年度以前は決算額、平成17年度は補正後予算額(又は地方財政計画額)、平成18年度は予算額(又は地方財政計画額)である。

(兆円)

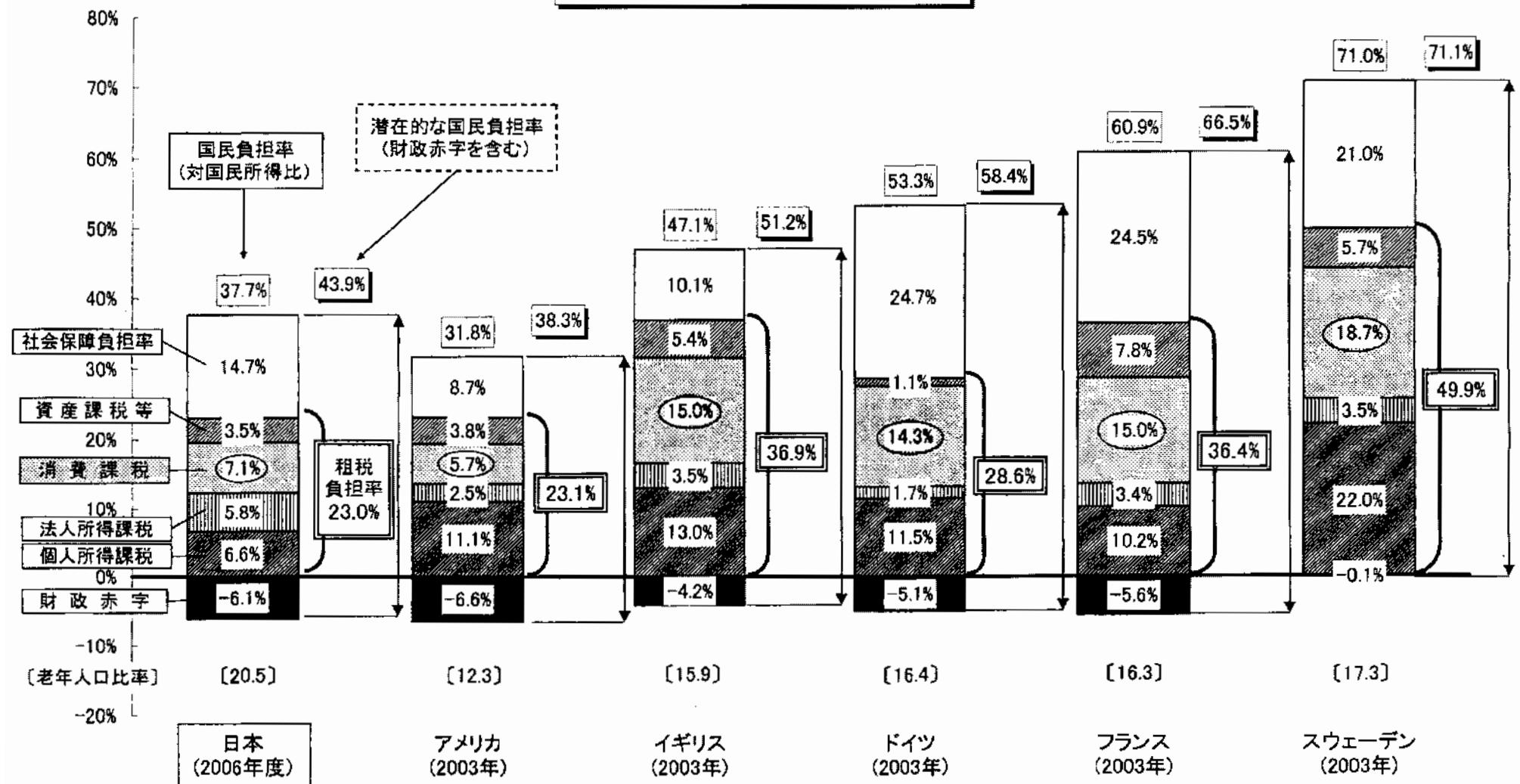
主要税目の税収(一般会計分)の推移



(注) 1. 16年度以前は決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額である。

2. 所得税は、所得譲与税による税源移譲(16年度 △0.4兆円、17年度 △1.1兆円、18年度 △3.0兆円)控除後の計数である。

国民負担率の内訳の国際比較



(注)1. 日本は平成18年度(2006年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965–2004" 及び同 "National Accounts 1992–2003" 等による。

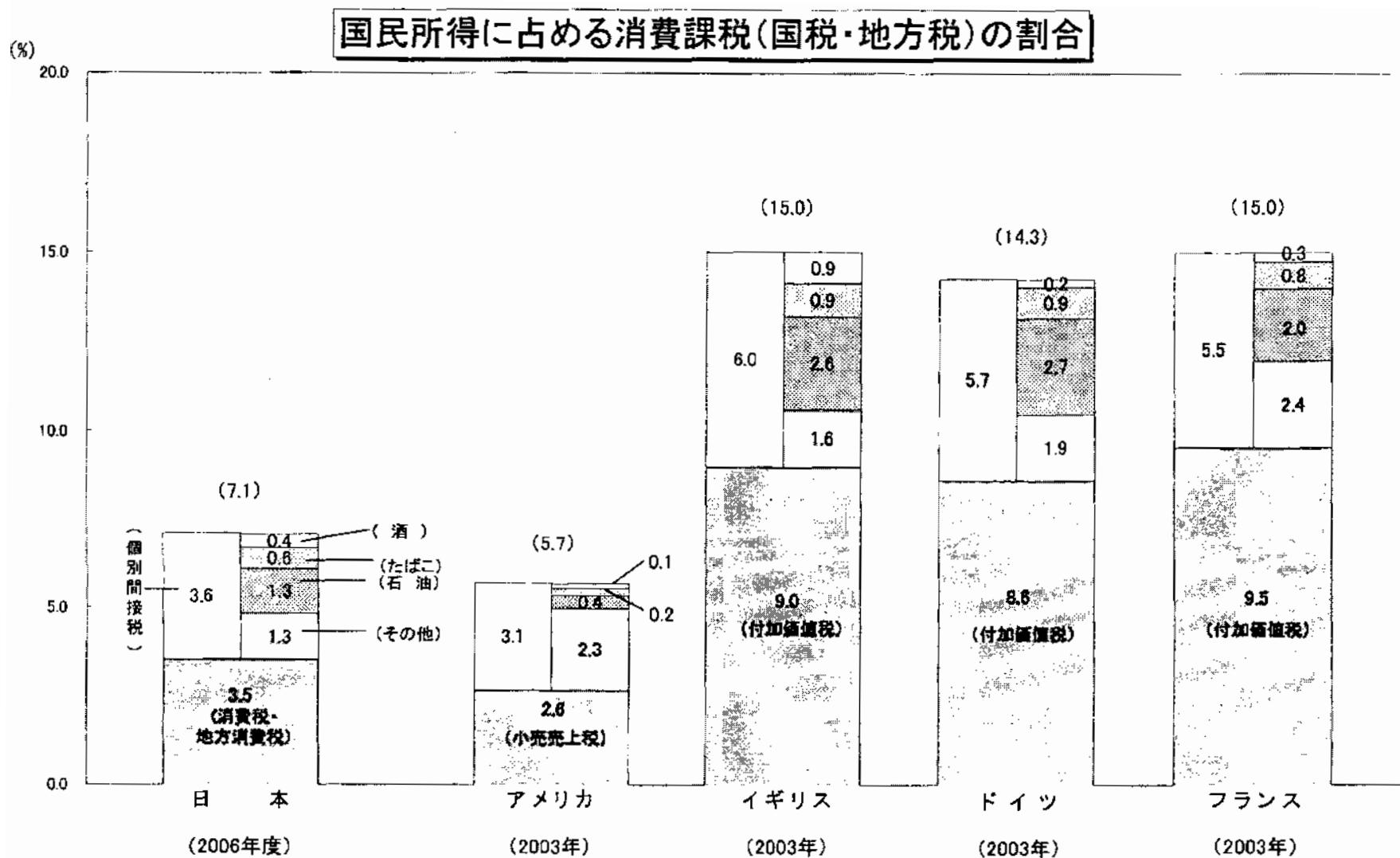
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、

諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。



(備考)日本は平成18年度(2006年度)予算ベース。諸外国はOECD "Revenue Statistics 1965-2004" 及び同 "National Accounts 1992-2003"による。

欧州主要国における付加価値税と他の租税との関係

(2006年1月現在)

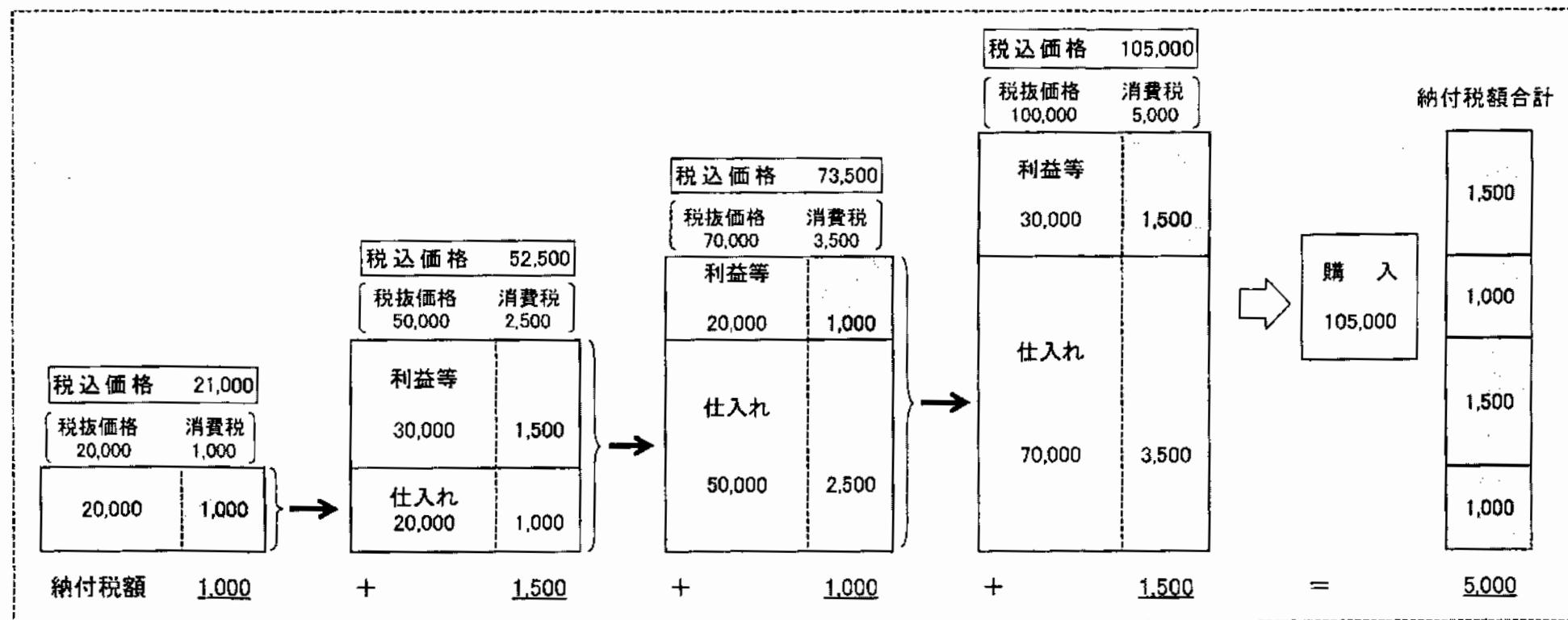
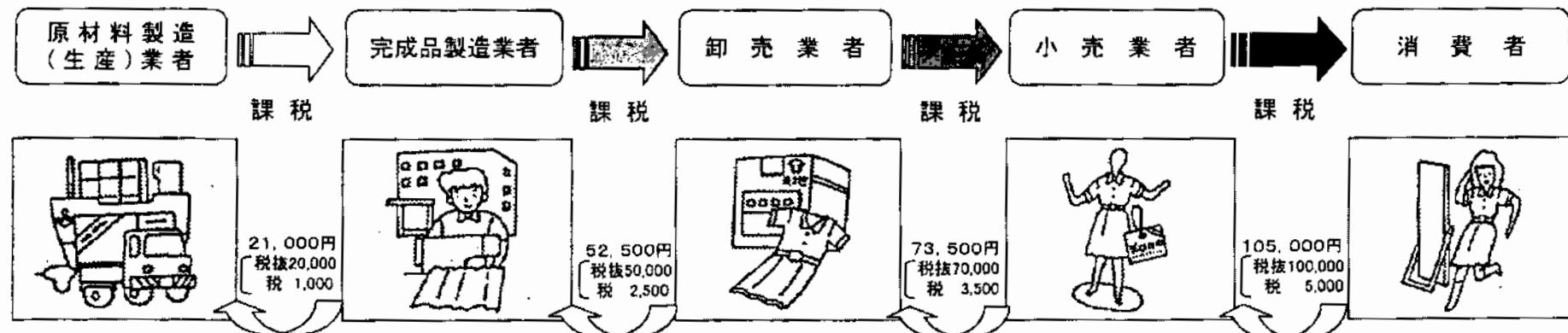
EC 第6次指令	フランス	ドイツ	イギリス
<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる<u>対価を構成する全てのもの</u>であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(第11A条1項)。</p> <p><u>課税標準には次のものが含まれる</u>(第11A条2項)。</p> <p>(a)<u>付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金</u> (b)供給者が購入者等に負担させる手数料、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付隨的経費</p>	<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる<u>対価を構成する全てのもの</u>であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(租税一般法典 266条1項a)。</p> <p><u>課税標準には、次のものが含まれる</u>(租税一般法典 267条I)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金</u> 2. 供給者が購入者等に負担させる手数料、利子、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付隨的経費 	<p>売上は対価によりこれを算定する。<u>対価とは、供給を受ける者(購入者)が供給を得るために支出する一切のものをいう。</u>ただし付加価値税額は除かれる(付加価値税法第10条1項)。</p> <p><u>事業者によって納税される税(個別消費税及び流通税)、公の手数料及び公課は、当該支出の金額が明らかに供給を受ける者に転嫁される場合でも、対価に算入される</u>(付加価値税法準則 149条6項)。</p>	<p>課税標準は、課税業者の供給に対する<u>対価</u>で、付加価値税額は除かれる(付加価値税法第19条)。</p> <p><u>課税標準には、支払われた又は支払われることとなる全ての税(付加価値税を除く)、農業課徴金が含まれる</u>(付加価値税法附則 6-3)。</p>

(消費税の概要)

消費税の概要

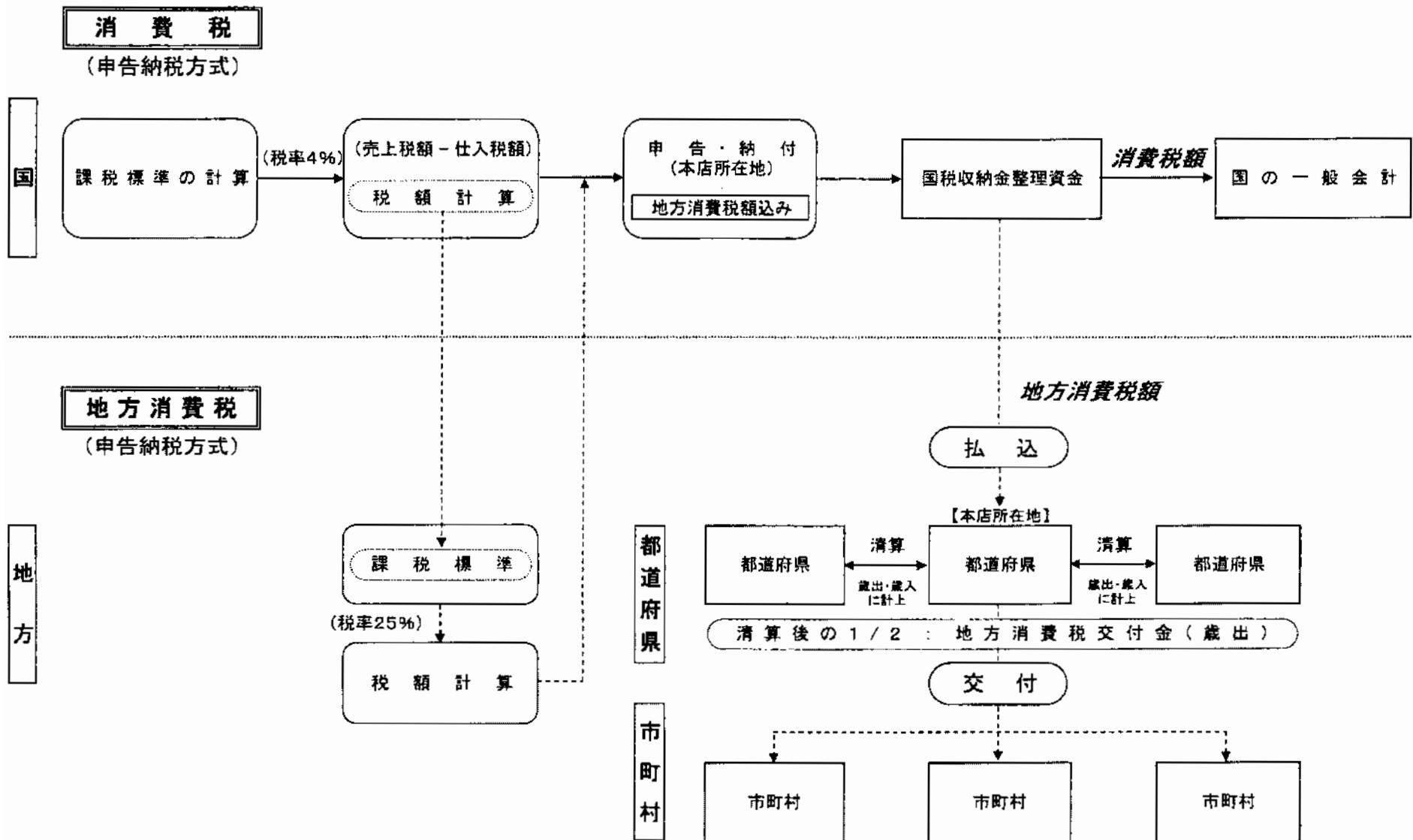
項目	制度の概要									
課税対象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物								
納税義務者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者								
課税標準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格								
税率	4% (注) 地方消費税（消費税率1%相当）とあわせた税率は5%									
納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額									
輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）									
非課税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等									
中小事業者に対する特例措置	(1) 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除（資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、適用されない。）									
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) 第1種事業（卸売業） ----- 90% 第4種事業（その他の事業） ----- 60% 第2種事業（小売業） ----- 80% 第5種事業（サービス業等） ----- 50% 第3種事業（製造業等） ----- 70%									
申告・納付	(1) 国内取引 ① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付 ② 中間申告 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">直前の課税期間の年税額</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">48万円超400万円以下</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年1回（前課税期間の年税額の1/2）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">400万円超4,800万円以下</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4,800万円超</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）</td> </tr> </tbody> </table> (2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円超400万円以下	年1回（前課税期間の年税額の1/2）	400万円超4,800万円以下	年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）	4,800万円超	年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）
直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数									
48万円超400万円以下	年1回（前課税期間の年税額の1/2）									
400万円超4,800万円以下	年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）									
4,800万円超	年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）									
価格表示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示（総額表示）									

消費税の多段階課税の仕組み



(注)「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

消費税・地方消費税の賦課徴収の流れ(イメージ図)



消費税の歩み

西暦	'80	'85	'90	'95	'00	'04												
昭和	55	60	平成元	5	10	15												
總理	大平	鈴木	中曾根	竹下	宇野	海部	宮澤	細川	村山	橋本	小淵	森	小泉					
藏・財相	金子	竹下	渡辺	竹下		宮澤	村山	橋本	羽田	林	藤井	武村	久保	三塚	松永	宮澤	塩川	谷垣

行政調査会（土光会長）発足（58・3・15解散）

法規

决勝
素

林（羅亞均） 話稿·書稿

- ・限界控除適用上限
- 6千万円→5千万円
- 申告納付回数の
増加
- ・年税額500万円超
年2回→年4回

卷之三

- ・限界控除制度の廃止
- 仕入税額控除制度の見直し
- ・「帳簿方式」→
「請求書等保存方式」

◎申告納付回数
の増加
・年税額6000万円(地
方消費税込)超:
年4回→年12回

◎総額表示の義
務付け

個人所得減税の先行実施

(今後の検討課題)

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

二 個別税目の改革

2. 消費税

（1）少子・高齢社会における消費税の重要性

（前略）少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もある。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。（中略）

（2）今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

これまでの政府税調答申等における税率構造についての指摘

- 消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

(平成 15 年 6 月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」)

- 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。しかしながら、消費税の税率構造のあり方については、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい。低所得者層に対する配慮については、税制全体や歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、十分な吟味が行われるべきであろう。

(平成 16 年 11 月政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」)

検討に当たっての留意点

【効果・目的】

- ・低所得者の家計に占める消費割合が高い品目を軽減税率の対象とする場合には、低所得者の負担緩和に資する。ただし、高所得者にも負担緩和の効果が及ぶ。

【公平性の問題】

- ・ライフスタイルや価値観が多様化する中で、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難。物品税を廃止し、消費税を導入した経緯に逆行する。

【経済活動に対する中立性の問題】

- ・対象品目とそれ以外の品目との相対価格が変化するため、経済活動への中立性を損なうおそれがある。

【制度の簡素化、事業者の事務負担の問題】

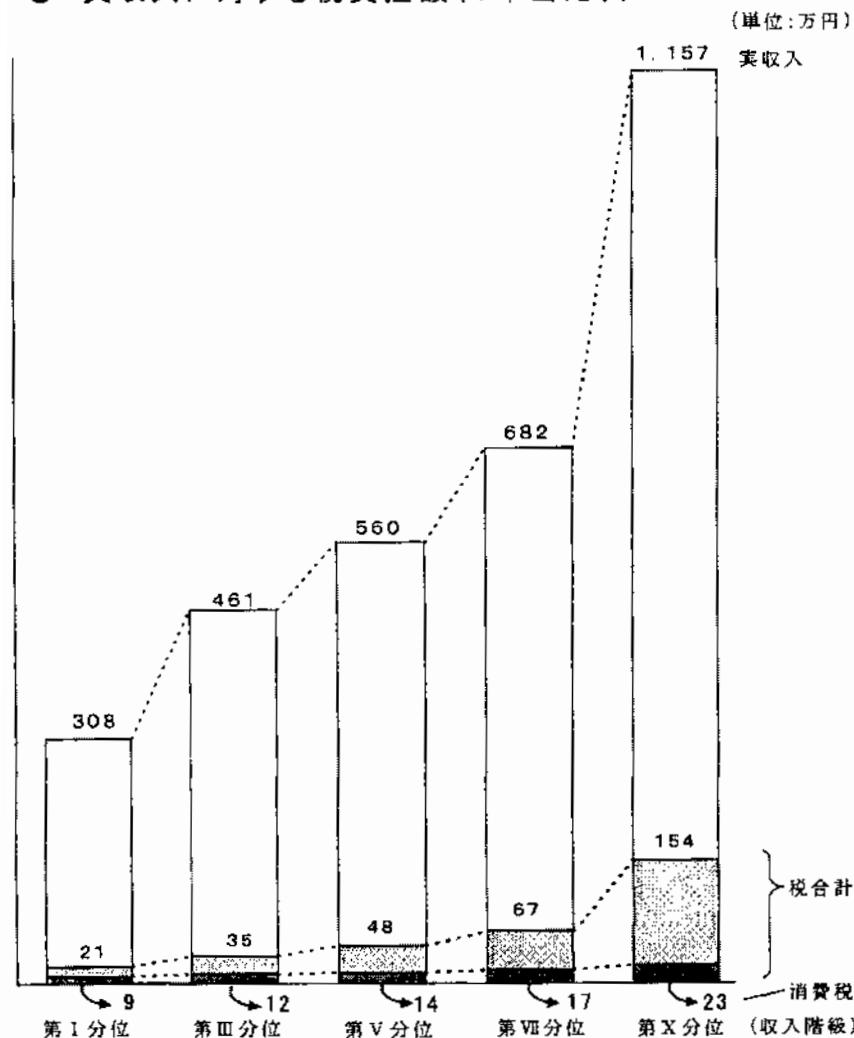
- ・軽減税率を採用した場合、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要が生じるなど、事業者の事務負担の増加が避けられない。

【税率との関係】

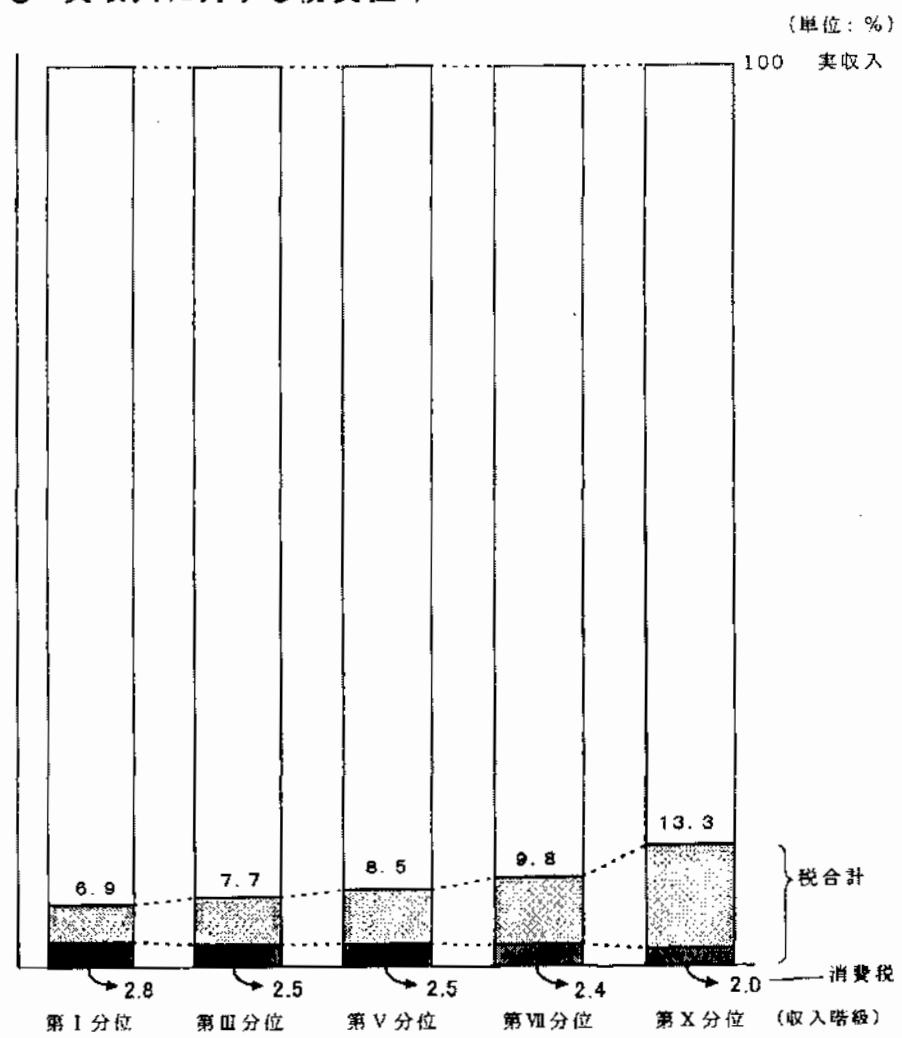
- ・一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

収入階級別の実収入に対する税負担(平成15年分)

○ 実収入に対する税負担額(1年当たり)

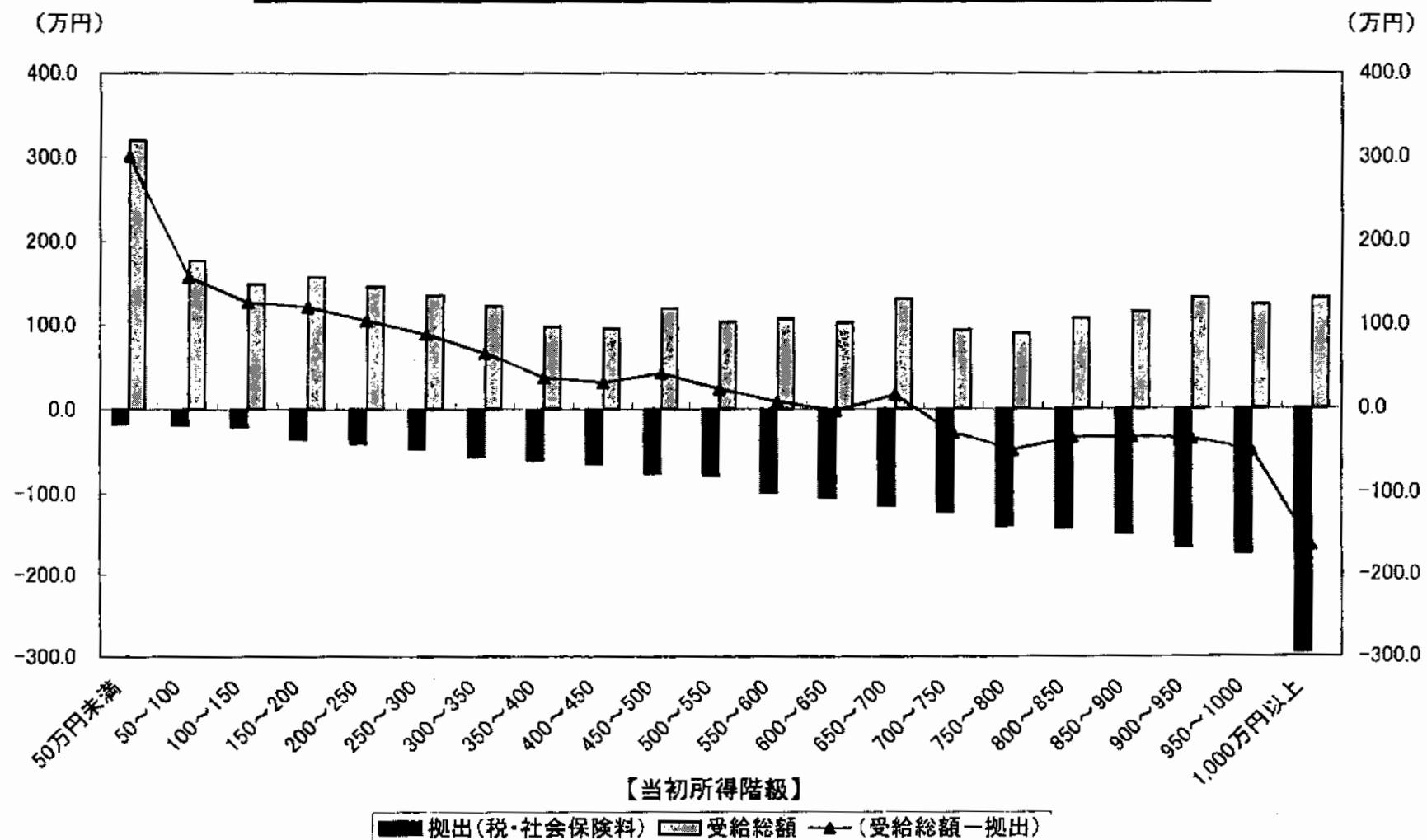


○ 実収入に対する税負担率



(備考)総務省統計局「家計調査(労働者世帯)」(平成15年)を基に推計。

所得階級別の受益と負担の状況（平成14年所得再分配調査）



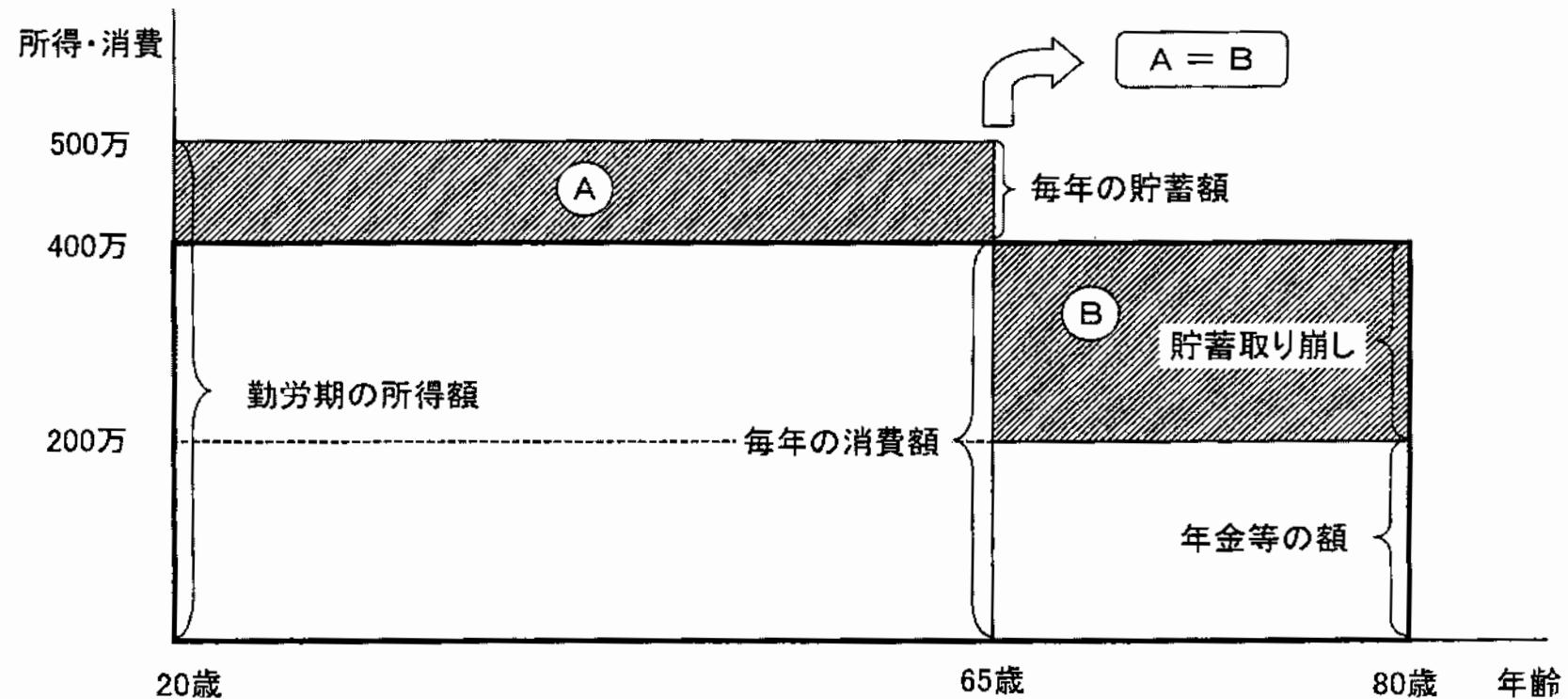
(注1) 受給は、年金その他の社会保障給付（医療、介護の現物給付についても推計し、計上）。

(注2) 税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く。）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く。）。

(注3) 社会保険料は、被用者保険、国民健康保険及び国民年金（拠出制）の各制度による保険料。

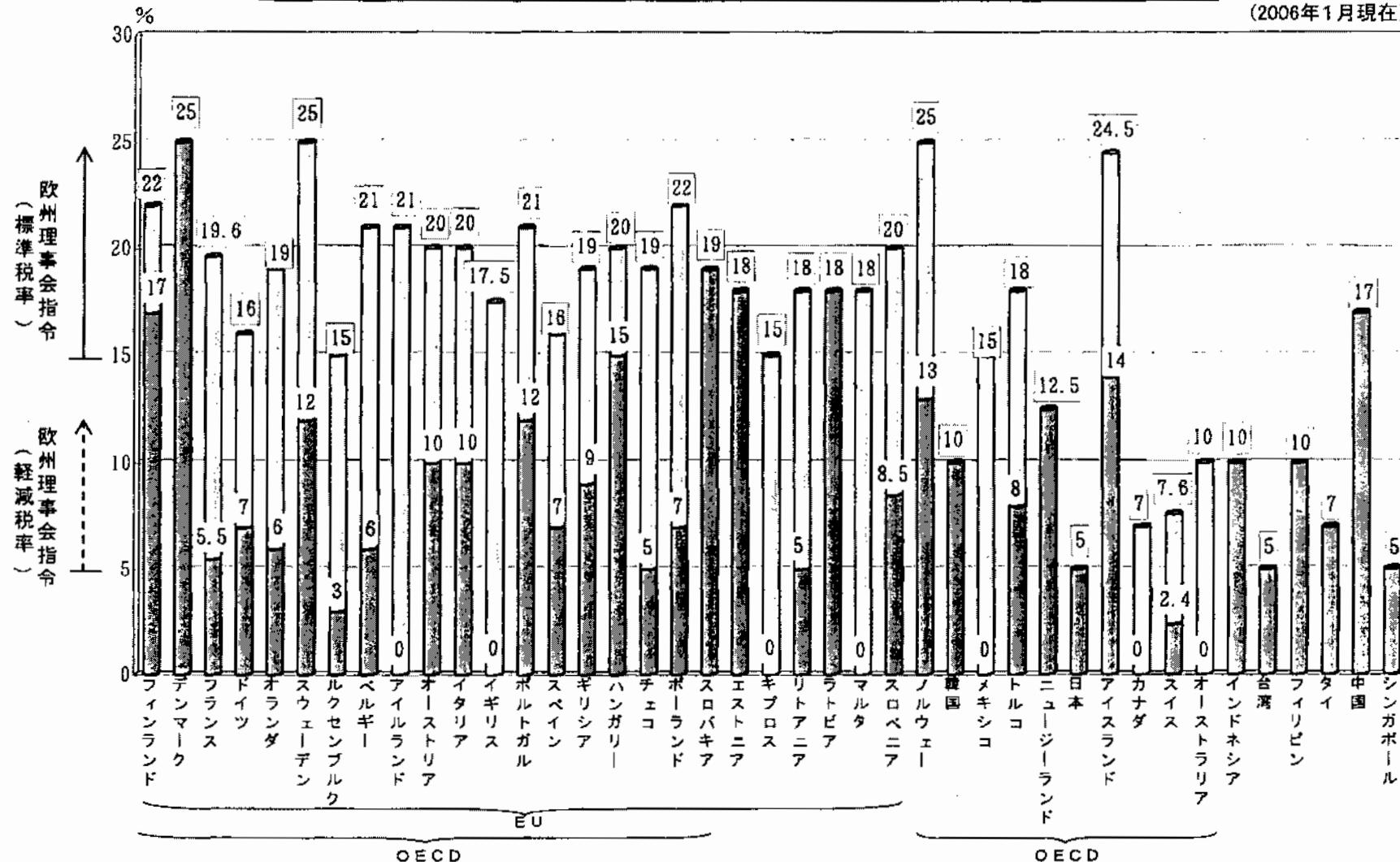
(出所) 厚生労働省「平成14年所得再分配調査報告書」

ライフサイクルモデルにおける所得と消費(イメージ)



付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2006年1月現在)



(備考)

- 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
- カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州8%)
- アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.375%)
- 上記中、□が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
- 歐州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方を探られている。
- ドイツの標準税率は、2007年1月1日から19%に引き上げられる予定である。

(出所) IBFD "European Taxation Database", 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各政府等ホームページによる。

主要国の付加価値税の概要（未定稿）

(2006年1月現在)

区分	日本	EC第6次指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年
納稅義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡(建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育等
標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	16%(注)	17.5%	25%
ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を探っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客輸送、医薬品、住宅の建築、新築住宅、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等
税率	輸出免稅	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等5%以上(2本以下)	食料品、雑誌、書籍 旅客輸送、肥料等 5.5% 新聞、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等 7%	家庭用燃料及び電力等 5% 食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を探っている	なし	なし	なし
課税期間	1年(個人事業者:暦年 法人:事業年度) ただし、選択により3か月 又は1か月とすることができます。	1か月、2か月、四半期又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月	1年 ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	3か月 ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができます。	1か月 ただし、年間の課税売上高が100万スウェーデン・クローネ以下の場合は、1年又は1か月とすることができます。

(注)ドイツの標準税率は、2007年1月1日から19%に引き上げられる予定である。

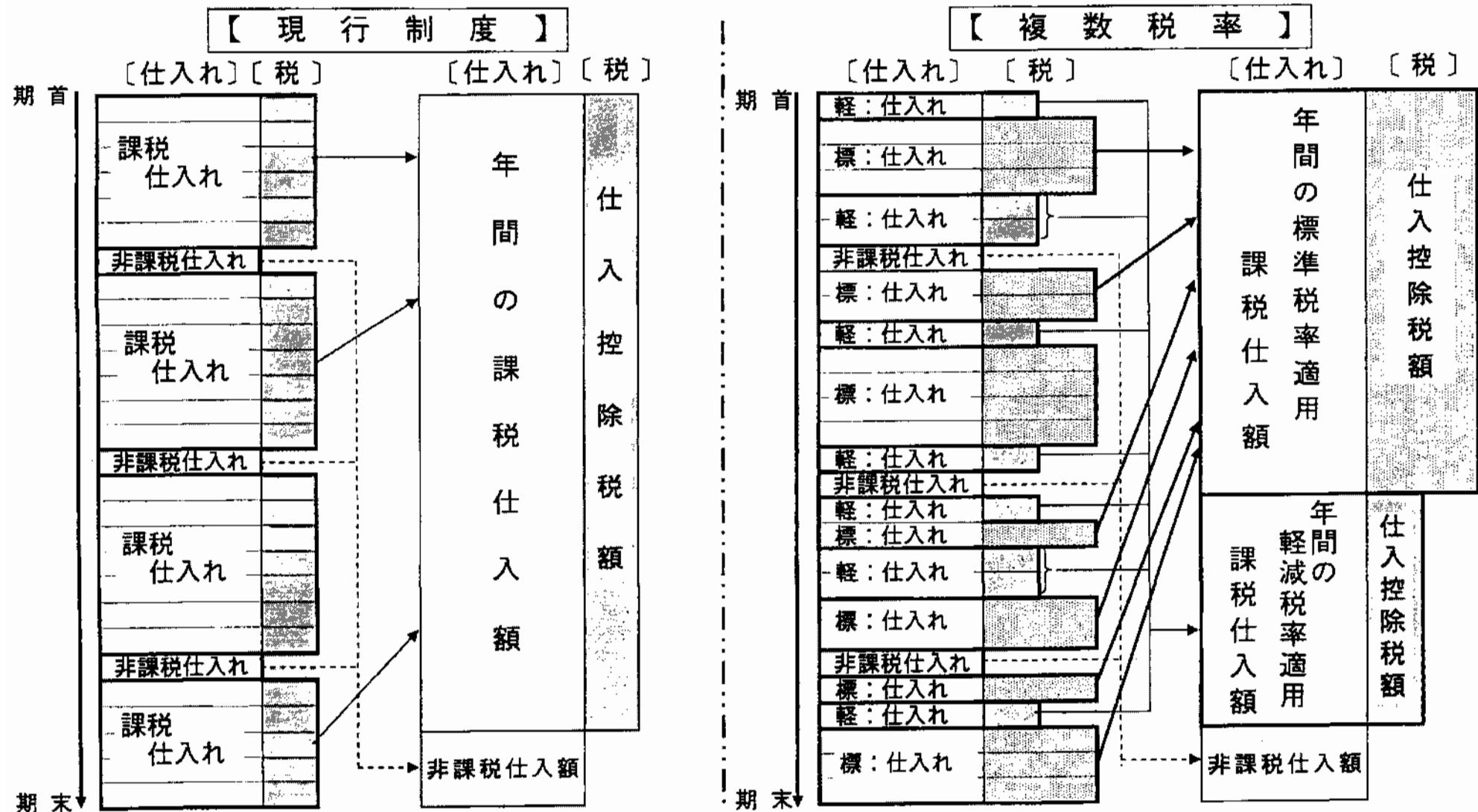
食料品に対する付加価値税の課税関係（未定稿）

(2006年1月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス
標準税率	19.6%	16%	17.5%
食料品 (原則) (例外)	<p>軽減税率(5.5%)</p> <p><u>標準税率(19.6%)が適用される品目を限定列举</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール飲料 ・砂糖菓子 ・チョコレート、チョコレート又はカカオを含む一定の製品 ・マーガリン及び植物性油脂 ・キャビア ・レストランやホテルなどで販売されその場で消費がなされるもの 	<p>標準税率(16%)</p> <p><u>軽減税率(7%)が適用される品目を限定列举</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の生きた動物(家畜用の牛、豚等) ・肉類、魚類(観賞用魚を除く)、甲殻類(イセエビ及びロブスターを除く)及び軟体動物(牡蠣及びエスカルゴを除く) ・牛乳及び乳製品、卵等並びに天然はちみつ ・飼牛や飼鶏の胃腸等 ・生鮮の植物及び根菜 ・果実、野菜(果汁及び野菜汁を除く) ・コーヒー、茶、マテ茶及び香辛料 ・穀物、澱粉、パン及び果実粉等 ・動物性又は植物性の食用油脂で加工されているラード及びマーガリン等 ・砂糖及び砂糖製品 ・ココア含有の調整食料品 ・食塩(水溶液にしたものを除く) ・食酢 ・牛乳を75%以上含む乳飲料 等 	<p>ゼロ税率</p> <p><u>標準税率(17.5%)が適用される品目を限定列举</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅配による飲食物の提供、建物内における飲食物の提供及び温かい持ち帰り用食品の提供 ・アイスクリーム、フローズンヨーグルト等の冷凍菓子類 ・菓子類(ケーキ及びチョコレートでコーティングされていないビスケットを除く) ・アルコール飲料 ・その他の飲料(フルーツジュース及び瓶詰め水を含む)及びシロップ類 ・ポテトチップス等のスナック菓子類 ・ペットフード ・自家醸造のための原材料品 <p>(注) <u>上記標準税率適用品目から除外される品目(ゼロ税率適用品目)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍された状態では消費に適さないヨーグルト ・干したさくらんぼ ・砂糖づけの果皮 ・茶、マテ茶、ハーブ茶等及びこれらの加工品 ・ココア、コーヒー、コーヒーメーカー用品及びこれらの加工品 ・牛乳及びその加工品 ・「食肉、酵母及び卵」の加工品

(注) EC指令は、標準税率を15%以上とするよう定めている。また、軽減税率を1本又は2本設けることについて認めているが、税率を5%以上とするよう定めており、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方を探っている。

仕入控除税額の把握について (イメージ)



イギリス付加価値税：非課税、軽減税率等の税収に与える影響(2005 年度)

		減収額(推計)	
標準税率(17.5%)			
軽減税率(5%)	家庭用燃料・電力 等	22. 5億ポンド	(4, 523億円)
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築 等	258. 5億ポンド	(5兆1, 959億円)
	(主なもの)		
	・ 食料品	106. 0億ポンド	(2兆1, 306億円)
	・ 居住用建物の建築	65. 5億ポンド	(1兆3, 166億円)
	・ 国内旅客輸送	22. 5億ポンド	(4, 523億円)
	・ 書籍、新聞及び雑誌	15. 5億ポンド	(3, 116億円)
	・ 子供服	12. 0億ポンド	(2, 412億円)
	・ 上下水道サービス	10. 5億ポンド	(2, 111億円)
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	103. 0億ポンド	(2兆0, 703億円)
	(主なもの)		
	・ 居住用建物の賃貸	29. 5億ポンド	(5, 930億円)
	・ 金融及び保険	39. 0億ポンド	(7, 839億円)
	・ 賭博、遊技及び宝くじ	12. 5億ポンド	(2, 513億円)
計		384. 0億ポンド	(7兆7, 184億円)

(注1) 付加価値税収(2005 年度見通し)は、737 億ポンド(14 兆8,137 億円)である。

(注2) 邦貨換算レートは、1ポンド=201 円(裁定外国為替相場:平成 17 年 6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値)。

(出所) HM Treasury, "Financial Statement and Budget Report 2006" (March 2006)

軽減税率の導入が標準税率に与える影響
(所要の税収を確保するために必要な税率の引き上げ幅)

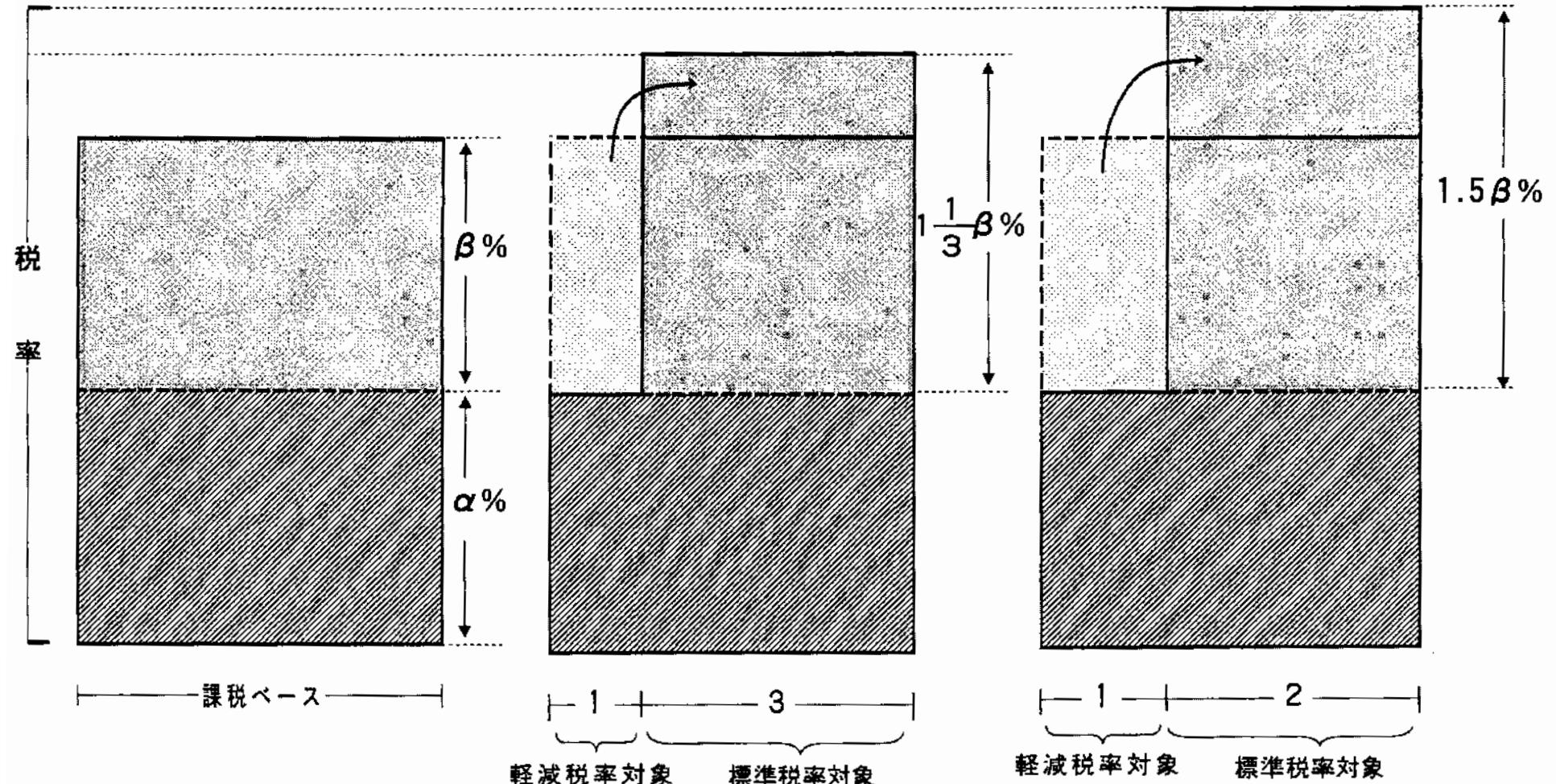
[単一税率]

[ケース 1]

[ケース 2]

(課税ベースの $1/4$ が軽減対象)

(課税ベースの $1/3$ が軽減対象)



これまでの政府税調答申等におけるインボイス方式についての指摘

- 現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

（平成15年6月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」）

- 将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。

（平成16年11月政府税制調査会「平成17年度の税制改正に関する答申」）

効 果

- 消費税制度の信頼性・透明性の向上に資する。
- 複数税率の下では、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用することにより、適正に仕入控除税額の計算を行うことが可能となる。

留 意 点

- 税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、検討を行うことが必要。
- 免税事業者からの仕入れについて、仕入税額控除が認められず、免税事業者が、事業者間取引から排除されるおそれがある。

仕入税額控除制度について（現行消費税制度）

消費税の基本的な仕組み

納税義務者は、事業者

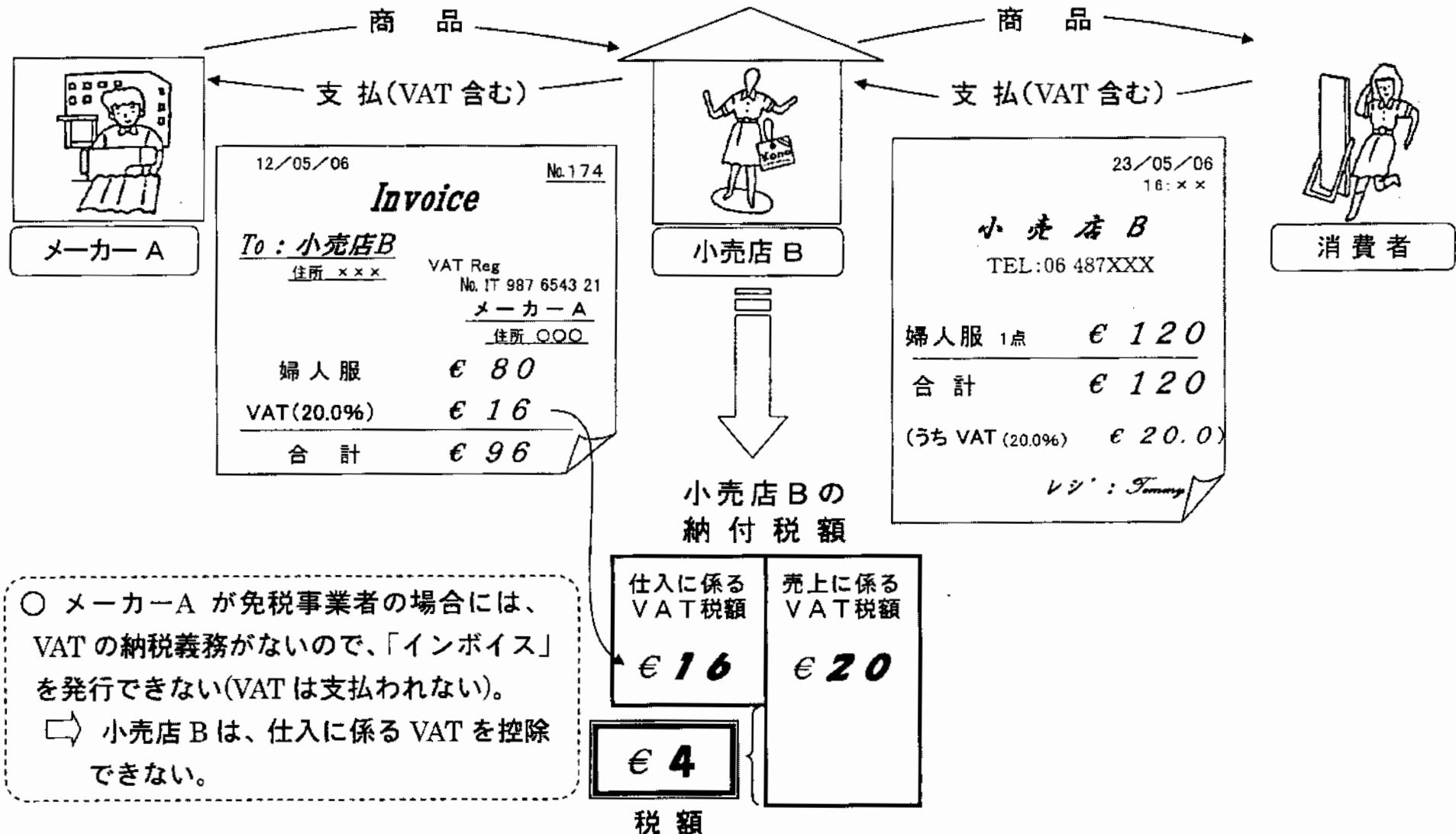
各事業者の納税額 = 売上税額 - 仕入税額

仕入税額を控除
するためには・・・

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書等の書類（取引の相手方が発行した書類）のいずれかの保存が必要　　『請求書等保存方式』



欧洲諸国のインボイス方式（イメージ）



欧洲諸国のインボイス方式（概要）

インボイスとは？

1. 財貨・サービスを供給する課税事業者が、供給を受ける者（顧客）に対して発行した書類
2. 一定の事項が記載された請求書、領収書、納品書等をいい、決められた様式はない。
3. 必須記載事項は、①取引年月日、②付加価値税登録番号、③供給者の住所・氏名、④顧客の住所・氏名、⑤財貨・サービスの内容、⑥財貨・サービスの対価の額、⑦税額・適用税率
4. 免税事業者のインボイス発行禁止

～請求書等保存方式との違いは？～

ポイント1

課税事業者が発行する「インボイス」の保存が仕入税額控除の要件。

ポイント2

「税額・適用税率」及び「付加価値税登録番号」の記載が義務付けられる。

Sales Invoice No174		② VAT Reg. No987 6543 21	
③ O X Δ TRADE LTD From: Any Street, Any Town			
④ To: N. Dobody, 222 The High Street London NE14 4PT			
① Sale: Time of supply 18/01/06 Date of issue: 19/01/06			
Quantity	⑤ Description and Price	⑥ £ Net of VAT	VAT Rate
6	Lamps, T77 @ £15.60	93.60	⑦
4	Picnic BBQ Grill @ £60.00	240.00	17.5
		333.60	58.38
10	Charcoal for BBQ Pack @ £16.5	165.00	5.0
			8.25
Total (Net)		498.60	66.63
VAT			66.63
TOTAL		£565.23	

免税事業者との取引について

納入業者が
課税事業者

課税事業者 A

仕 入	売 上
100	200
税 5	税 10

納税 5
利益 100

課税事業者 E

仕 入	売 上
200	300
税 10	税 15

納税 15-10= 5
利益 100

納入業者が
免税事業者

現 行

免税事業者 B

仕 入	売 上
100	210
税 5	税 0

納税 0
利益 105

課税事業者 F

仕 入	売 上
210	300
税 (計算上 10)	税 15

納税 15-10= 5
利益 100

インボイス制度

【ケース1】

免税事業者 C

仕 入	売 上
100	210
税 5	税 0

納税 0
利益 105

課税事業者 G

仕 入	売 上
210	300
税 0	税 15

納税 15-0= 15
利益 90

【ケース2】

免税事業者 D

仕 入	売 上
100	200
税 5	税 0

納税 0
利益 95

課税事業者 H

仕 入	売 上
200	300
税 0	税 15

納税 15-0= 15
利益 100

消費税の使途について

○消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

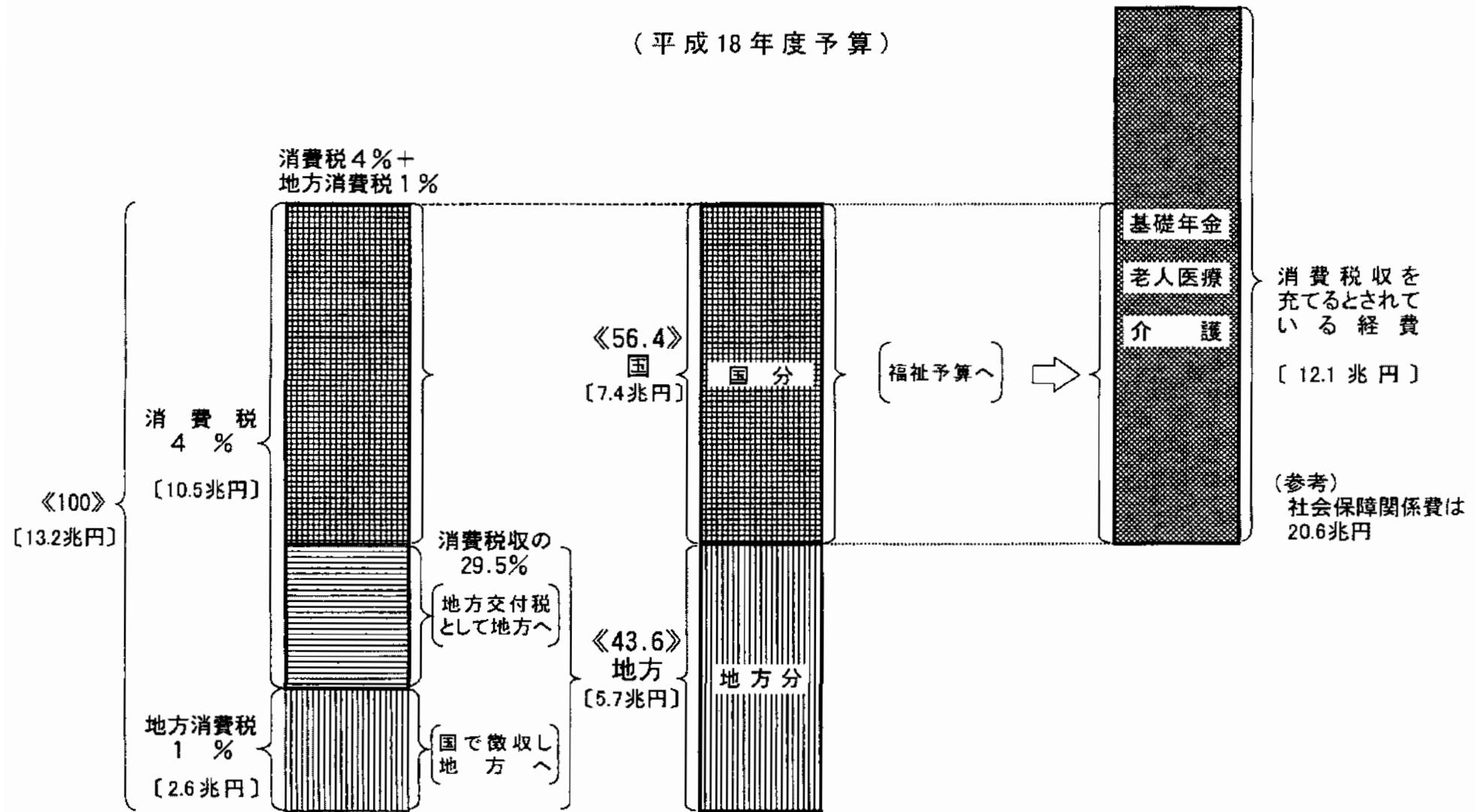
（平成 15 年 6 月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」）

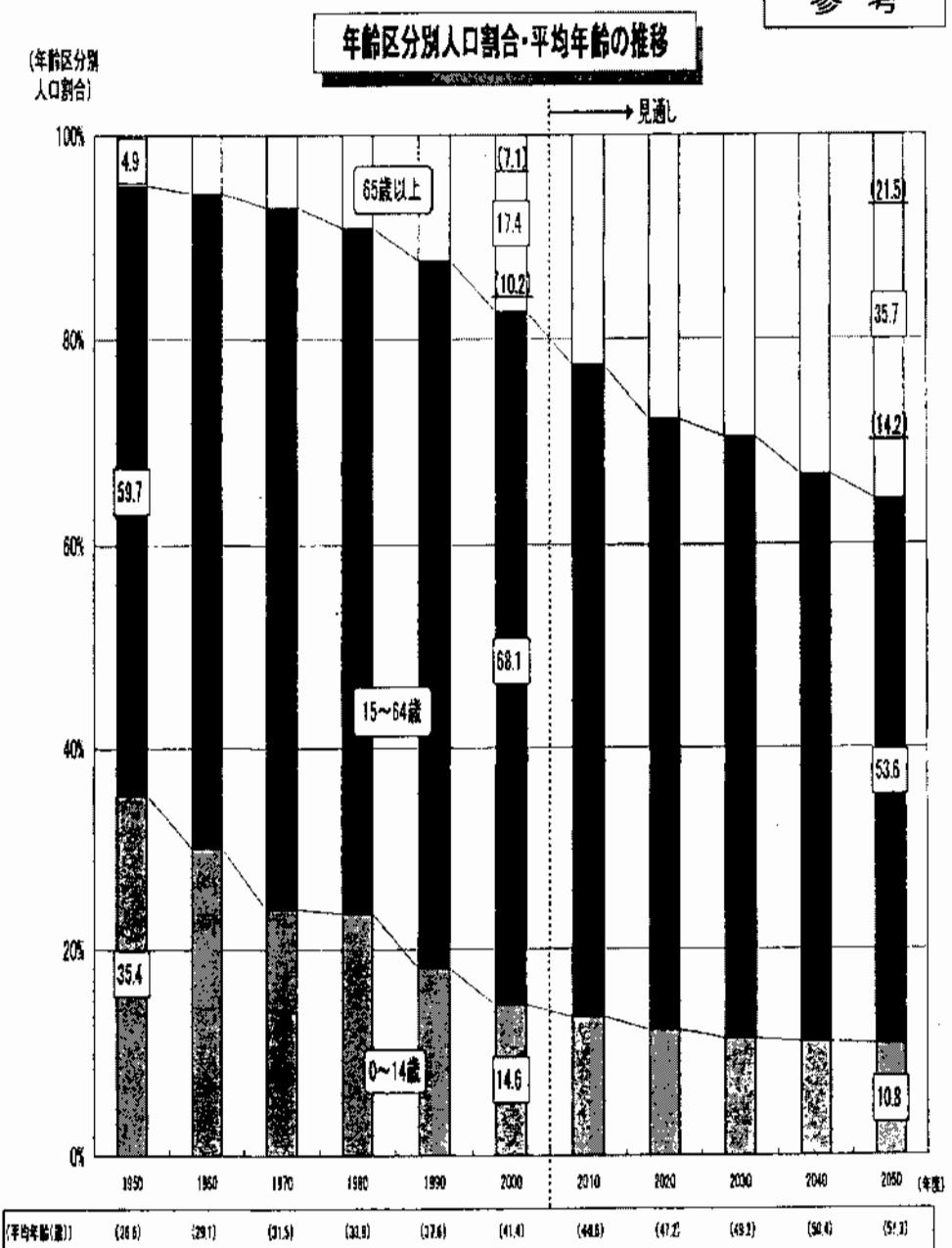
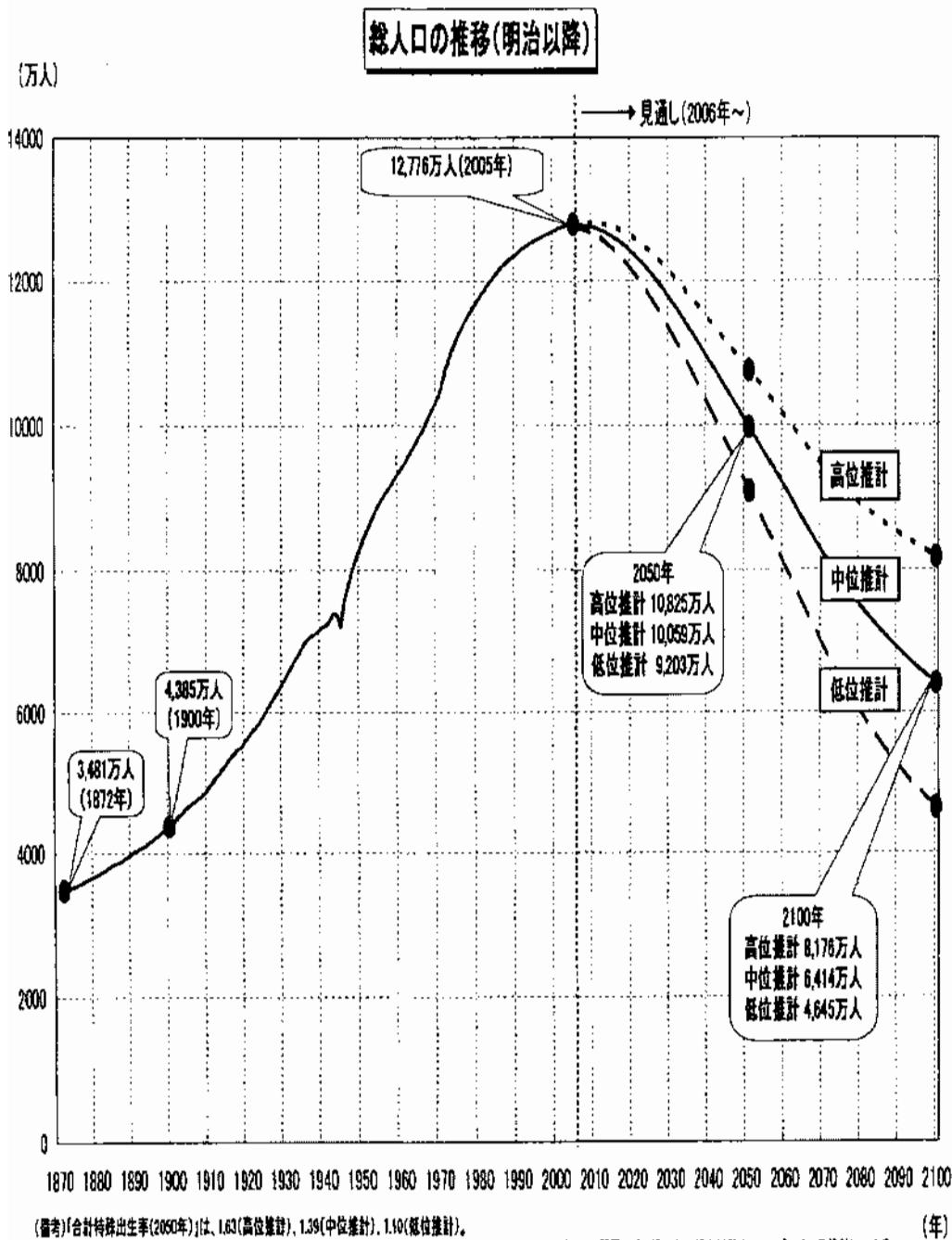
○消費税は、わが国財政全体にとって重要な役割を果たすべき税であり、基本的に一般財源とすべきである。しかしながら、今後、税率を引き上げる際には、国民の理解を得るために、社会保障の給付水準との関係を明確に説明することが必要であろう。

（平成 16 年 11 月政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」）

消費税の使途

- 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算~)





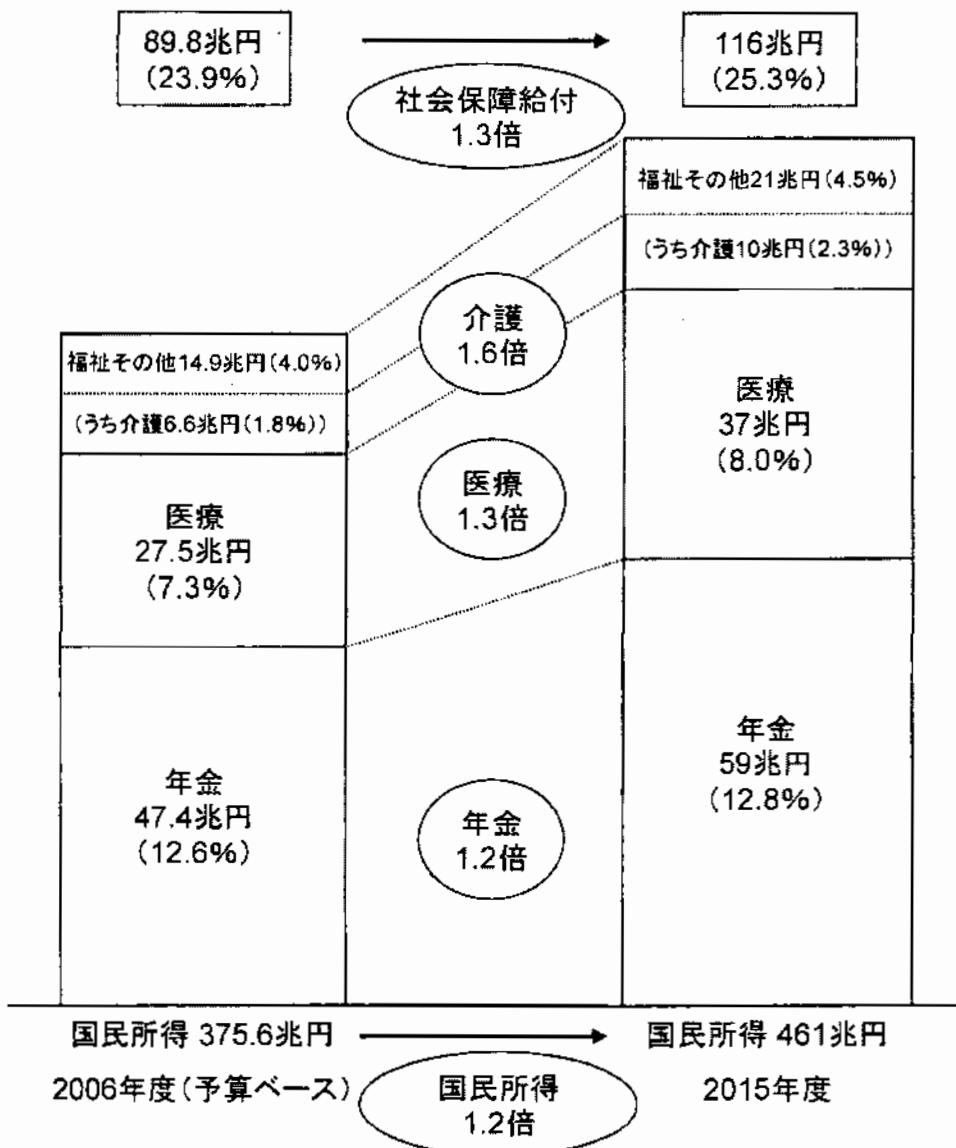
(備考)「合計特異出生率(2005年)」は、1.63(高位推計)、1.39(中位推計)、1.10(低位推計)。

(出所)2005年までは国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」、2006年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。

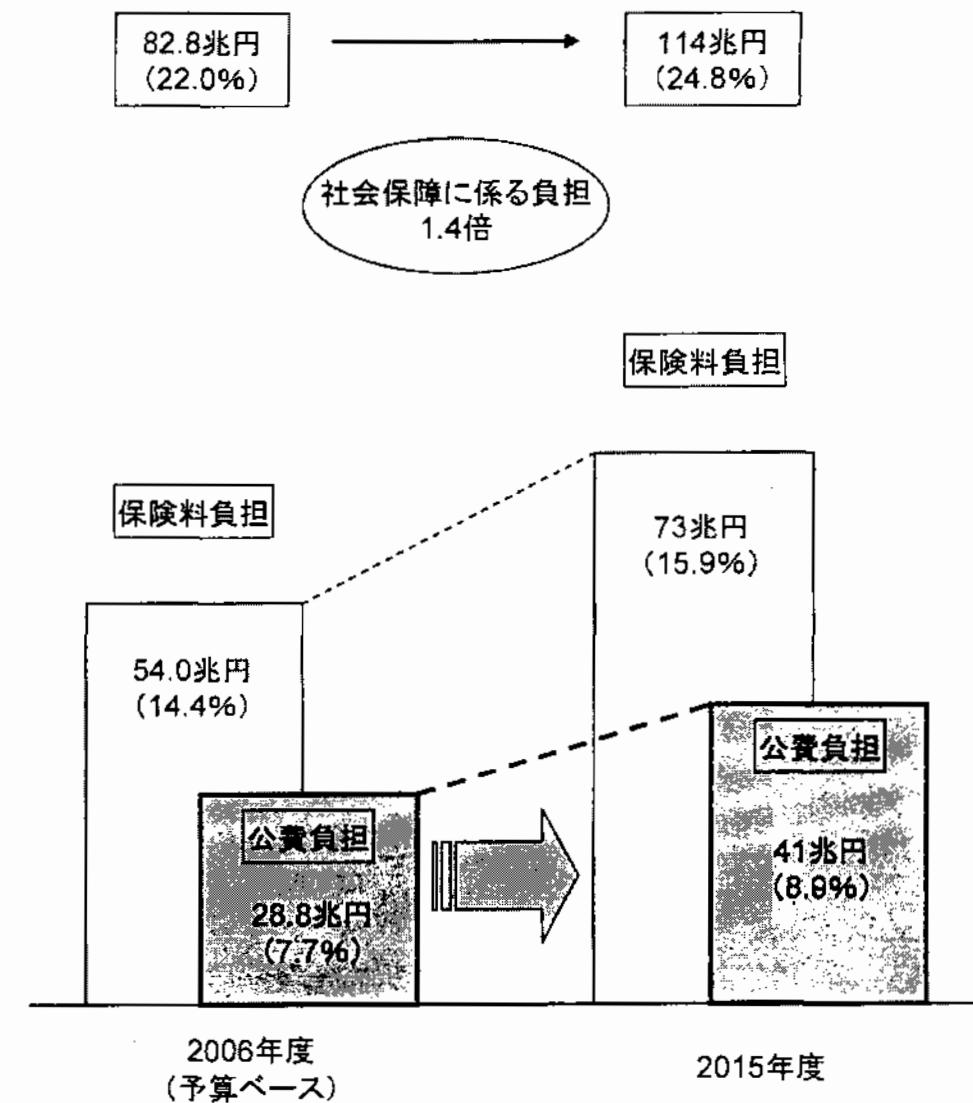
(備考) 2000年及び2050年において括弧と下線を付した割合は、上が75歳以上人口の総人口に占める割合、下が65～74歳人口の総人口に占める割合である。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」

社会保障給付費の見通し(厚生労働省推計 平成18年5月)



社会保障に係る負担の見通し(厚生労働省推計 平成18年5月)



(注)()内は国民所得比。

(備考)「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月 厚生労働省)のAケース(並の経済前提)の数値を使用して作成。

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行
①税率： 3%		→ 4% 地方消費税創設（1%）	
②仕入税額控除： 帳簿方式		→ 請求書等保存方式	
③免税点制度： 適用上限 3000万円		資本金 1000万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の2年間に限る。	→ 1000万円
④簡易課税制度： <input type="radio"/> 適用上限 5億円 → 4億円 → 2億円 → 5000万円 <input type="radio"/> みなし仕入率 90%、80%の2区分 → 90%、80%、70%、60%の4区分 → 90%、80%、70%、60%、50%の5区分			
⑤限界控除制度： 適用上限 6000万円 → 5000万円 → 制度の廃止			(注) 免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は 17年3月31日決算から、個人は 17年分から適用。
⑥申告納付： 中間納付と確定申告の年2回 → 中間申告付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) (中間申告の基準年税額 60万円超) 中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回	→ 中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回	→ 中間申告付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 4,800万円以下 年3回 4,800万円超 年11回	
⑦価格表示：			→ 総額表示を義務付け
⑧使途：			→ 福祉目的化

【平成11年度予算～】

平成15年度税制改正における消費税制度の改革

消費税制度に対する国民の信頼性・透明性を向上させるための措置

○ 中小事業者に対する特例措置の見直し

- ・ 事業者免税点制度の適用上限の引下げ
- ・ 簡易課税制度の適用上限の引下げ

【適用上限】	3千万円 (改正前)	⇒	1千万円 (改正後)
--------	---------------	---	---------------

【適用上限】	2億円 (改正前)	⇒	5千万円 (改正後)
--------	--------------	---	---------------

(注)上記の各改正は、平成16年4月1日以後に開始した課税期間から適用。
(1年決算の法人は平成17年5月末、個人事業者は平成18年3月末が最初の申告期限となる。)

○ 申告納付回数の見直し

直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円(地方消費税込み6,000万円)を超える事業者について、毎月中間申告・納付(確定申告と合わせて年12回)を行うこととする。

(注)平成16年4月1日以後に開始した課税期間から適用。

○ 総額表示の義務付け

事業者が、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額(含む地方消費税相当額)を含んだ支払総額の表示を義務付け。(注)平成16年4月1日から適用。

「総額表示方式」の例

10,290円、10,290円(税込)、10,290円(税抜価格9,800円)、10,290円(うち税490円)、
10,290円(税抜価格9,800円、税490円)

事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【事例】

	第A期	第B期	第C期	第D期
	900万円	1,200万円	(免税)	

△ 判定

- 第C期 --- 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）

主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2006年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
前々課税期間 の課税売上高 1,000万円	当暦年の 売上高 (実績) 1,151万円 1,045万円	前暦年の 売上高 685万円 239万円	当月の直前1年間 の課税売上高 1,206万円 当月以後1年間 の課税売上見込額 1,165万円
<ul style="list-style-type: none"> ○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。 ○ 基準期間の売上高により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品販売・宿泊施設業は年間売上高が前暦年1,045万円かつ、当暦年1,151万円以下と見込まれる者は免税事業者。その他の業種は前暦年370万円かつ、当暦年418万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前暦年の年間売上高が239万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が685万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当月の直前1年間の課税売上高が1,206万円以下、または、当月以後の1年間において1,165万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が1,206万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=201円、1ユーロ=137円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

消費税の課税事業者数

	平成16年度	平成17年度
個人事業者	42 万件	158 万件
法人	171 万件	(216 万件)
合 計	213 万件	(375 万件)

- (注) 1 個人事業者の各年度の件数は、それぞれ平成16年分及び平成17年分の申告件数である。
 2 法人の平成16年度の件数は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告件数であり、平成17年度の件数は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告件数に新規課税事業者見込数を合計して推計した件数である。

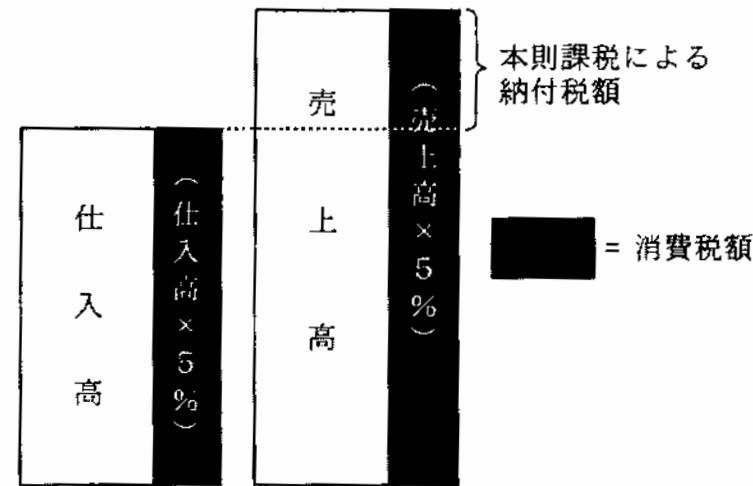
(参考) 事業者数に関する統計

- ・ 「総務省 事業所・企業統計調査(平成16年)」※
 個人事業所数 281 万所
- ・ 「国税庁 統計年報書(平成15年版)『法人数等の状況』」
 法人数 289 万社

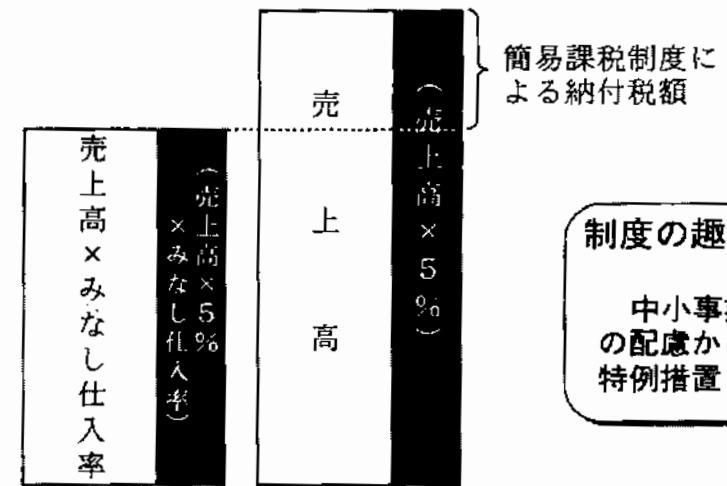
※ 「事業所・企業統計調査」には、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業が、含まれていないこと等に留意する必要がある。

簡易課税制度の概要

本則課税



簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{仕入高} \times 5\%} = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\%} = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注)サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

主要国における付加価値税の簡易課税制度の概要

(2006年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
前々課税期間 の課税売上高			
5,000万円	なし		一年間の 総売上見込額 一年間の 課税売上見込額
○その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。 ○みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。		前暦年 840万円	3,768万円 3,015万円

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

簡易課税制度の適用状況

	課税事業者数 a	簡易課税		本則課税	
		b	b/a	c	c/a
個人事業者	158万件	99万件	63.1%	59万件	36.9%
法 人	171万件	65万件	38.1%	106万件	61.9%

- (注) 1 国税庁が集計した消費税の課税事績（申告件数ベース）に基づく。
 2 個人事業者の件数は、平成17年分の申告件数である。
 この課税期間の事業者免税点制度の適用上限は1,000万円、簡易課税制度の適用上限は5,000万円である。
 3 法人の件数は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了する事業年度分の申告件数である。
 この課税期間のうち、平成17年3月30日までに終了する事業年度分の事業者免税点制度の適用上限は3,000万円、簡易課税制度の適用上限は2億円であり、平成17年3月31日に終了する事業年度分の事業者免税点制度の適用上限は1,000万円、簡易課税制度の適用上限は5,000万円である。

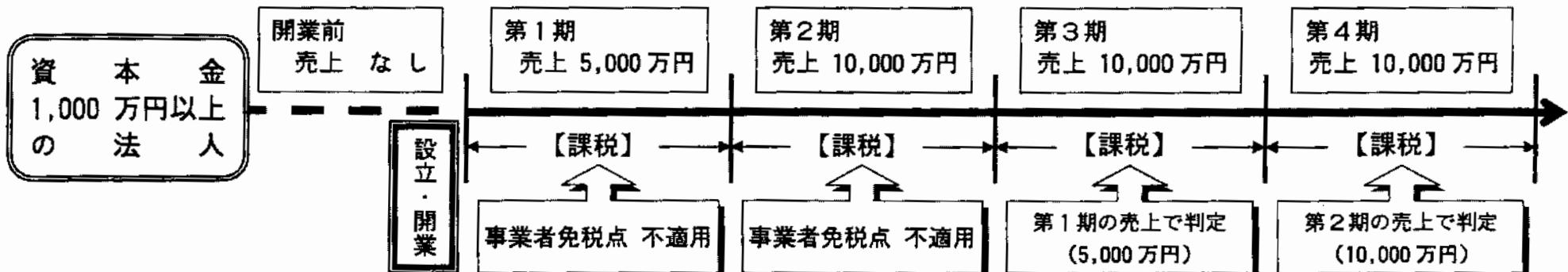
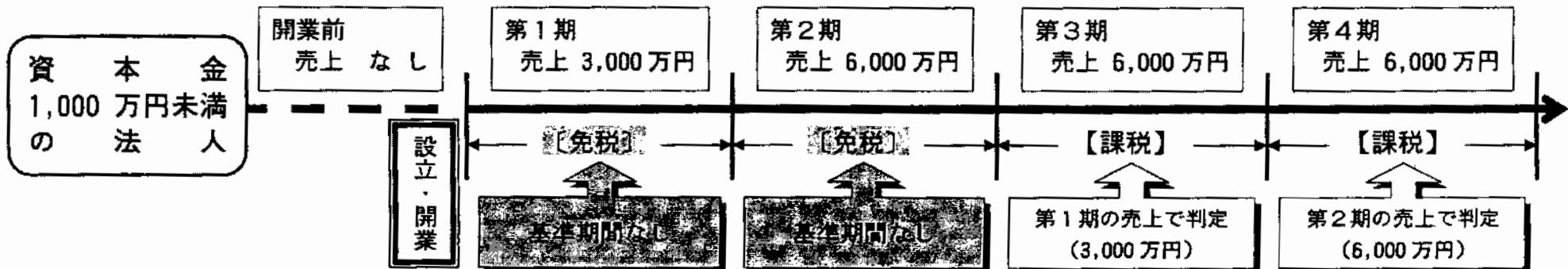
事業者免税点制度の新設法人に対する適用関係

事業者免税点制度

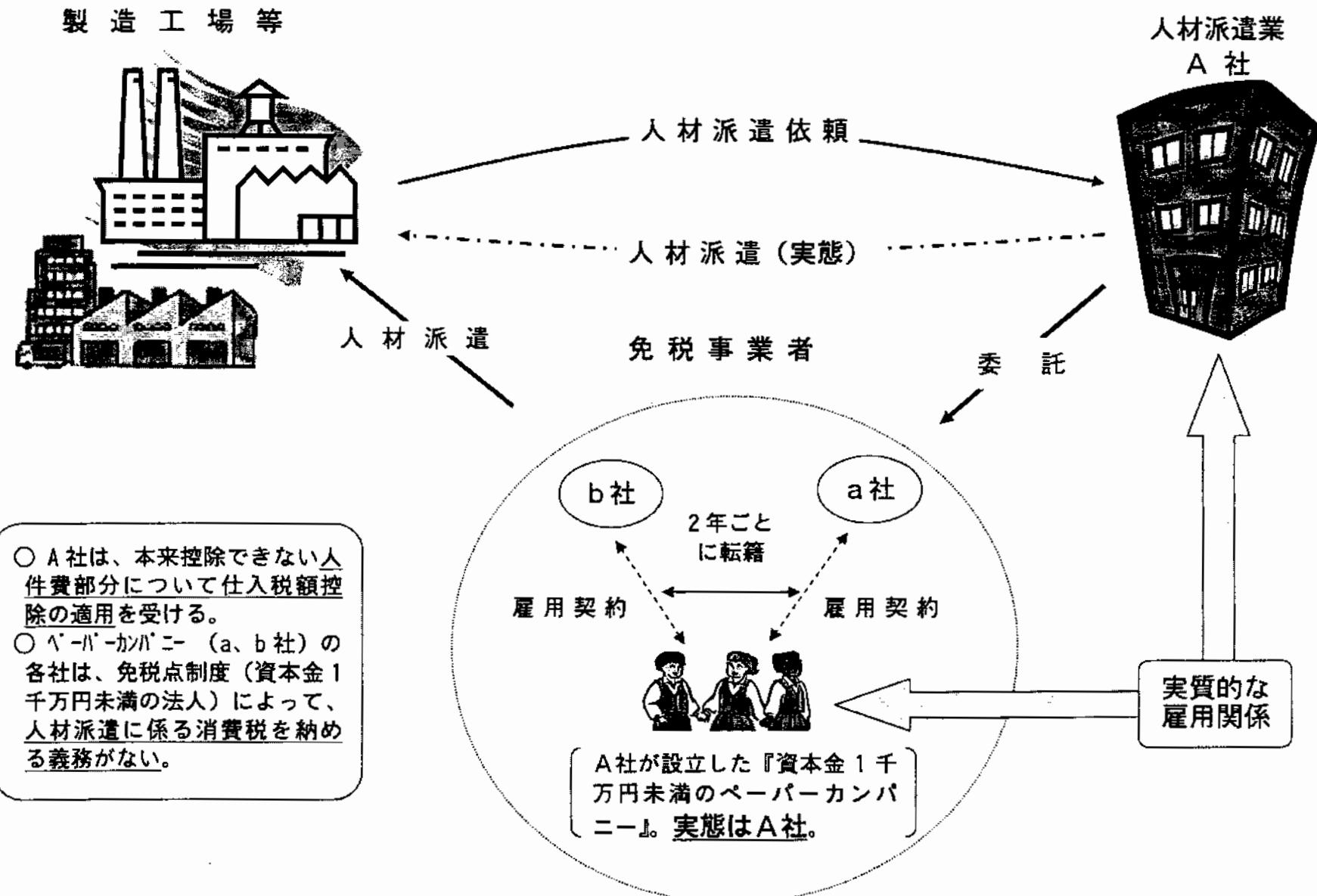
基準期間（前々年〔個人〕又は前々事業年度〔法人〕）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務を免除。

※ 新設法人に対する特例

資本金1,000万円以上の新設法人については、設立当初の2年間は、本制度を適用しない。



新設法人を利用した消費税逃れの事例



消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

(1) 課税売上割合が 95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）

(2) 課税売上割合が 95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上割合のみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額		控除できない消費税額

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
（課税売上割合で按分）	
控除する消費税額	控除できない消費税額

仕入控除税額の計算方法を悪用した租税回避スキーム

○ 個人がアパート経営を始める場合（課税期間は暦年）

ステップ1

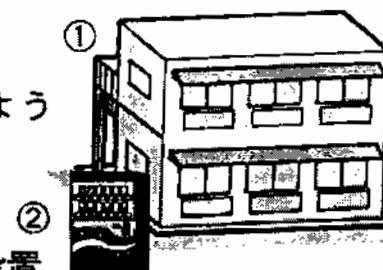
平成X-1年：課税事業者選択届出書を提出

平成X年：

① アパートの建設

平成X年末に引渡しを受けるよう
に建設

(ex) 建築費 2億1千万円(税込)



② アパートの前に自動販売機を設置

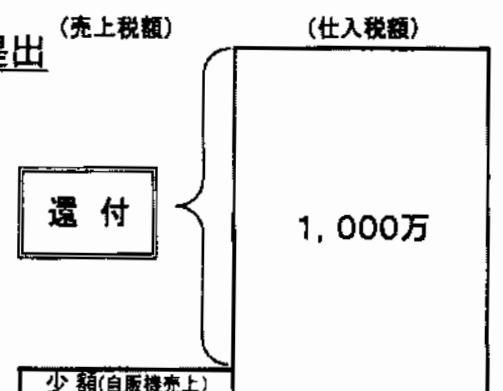
少額の課税売上が発生

③ 還付申告書(X年分)の提出

課税売上：自販機売上

課税売上割合：100%

⇒ アパート建築費は非課税売
上（住宅家賃）のための仕入
れであるにもかかわらず、
95%ルールにより、仕入税額
控除され、還付が発生

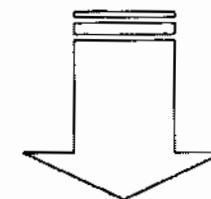


ステップ2

平成X+1年：

① 家賃収入（消費税は非課税）発生

② 課税事業者選択不適用届出書を提出



平成X+2年以降は「免税事業者」